

# 平成27年度第2回青梅市図書館運営協議会会議録

平成27年7月1日（水）午後6時～

中央図書館ボランティア室

## ○ 委嘱状の交付

### 1 あいさつ

### 2 報告事項

#### (1) 学校夏季休業期間中における中央図書館の開館時間の前延長について

（事務局） [資料1に基づき説明]

#### (2) 青梅市図書館条例の一部を改正する条例について

（事務局） [資料2に基づき説明]

（委員） 入間市との相互利用が実現するということですか。

（事務局） 昨年10月から飯能市との相互利用開始後、1月に入間市から相互利用のお話をいただきました。事務レベルで協議し、飯能市と同じような協定を結ぶことで進めています。これで県境が接している自治体は全部つながる形になります。

（委員） 市境が接している羽村や奥多摩とは、すでに協定が結ばれているということですか。

（事務局） 西多摩広域行政圏として、福生市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、奥多摩町、檜原村の方は、青梅市民と同じカードを作ることができます。飯能市との協定では、他館からの取寄せやリクエストなどができず、本を所蔵している館に直接借りに行くことになっていきます。取寄せやリクエストができないのは、都内の図書館間では、東京都の予算で本の回送が行われていますが、県境を越えると経費負担の問題があるためです。

（委員） 先行している飯能市との相互利用の利用状況はどうで

すか。

(事務局) 半年間で、飯能市民の登録が140件位、貸出冊数が大体2千冊位でした。青梅市民が飯能市に行くよりも、飯能市民が青梅市に来る数のほうが多いですね。青梅市には、視聴覚資料が充実していることも魅力になっているようです。飯能市には、西川材を使ったきれいな図書館があり、ロケにも使われています。

### 3 協議事項

#### (1) 青梅市図書館指定管理者業務仕様書について

(事務局) 前回配付した仕様書案については、メールによるご意見などはありませんでした。事務局内の協議にもとづく変更点を説明します。図書館サービスの基本的な考え方では、図書館基本計画について追加しました。管理運営体制では、業務責任者の定義を追加し、庶務、施設管理、図書館システム等の業務責任者の司書資格の要件を緩和しました。指定管理者の責務では、青梅市個人情報保護条例の罰則が適用されることを明記しました。危機管理では、分館についても明記しました。指定管理者が実施する業務では、配本業務の指導を追加しました。事務機器等の経費負担等では、分館についても明記しました。また、全体として文言を整理しました。

(委員) 学校地域連携業務とは具体的にどういうことですか。

(事務局) 読書支援、新一年生に対しての利用案内、団体貸出、調べ学習等の支援、学校図書館等の支援、児童書の再利用等、施設見学等の受入れ、地域図書館ボランティア団体との連携などです。

(委員) 「図書資料の団体貸出」とありますが、実績はどれくらいですか。

(事務局) 学校の利用が多く、1団体200冊2か月、学級文庫や授業に利用していただいています。貸出数は、平成25年度から26年度にかけて若干上がっています。平成26年度行政報告書が作成中で、平成25年度の実績

になります。貸出回数が701回、貸出冊数が1万3千915冊でした。平成26年度には、若干増加しています。

(委員) 先生方が利用している様子が見られません。

(事務局) 利用案内などを送付します。

(委員) 学校まで本を持ってきていただくことは可能ですか。

(事務局) 現在は、図書館に受取りに来ていただいています。

(委員) 701回、1万3千915冊を先生方が運んでいるということですか。

(事務局) そうなります。最寄りの分館で借りていただくこともあります。

(委員) 今後、指定管理者になったら、本を運んでもらえるようになりますか。

(事務局) 検討課題になると思います。

(委員) 学校の立地条件や利便性を考えると、本を運んでもらえると利用がもっと増えると思います。

(事務局) 利便性を高めるための提案が期待できると思います。

(委員) 千葉県市川市では、図書館について、学校業務を含めて連携し、一体的に活動しています。これが機能すると、学校が図書を購入するとき、これは図書館で持ってきてもうから買わないというように、購入の仕方が変わると思います。学校の図書購入費と、社会教育としての図書館の図書購入費とがうまく仕分けされると、学校の教育活動もうまく機能すると思います。

(事務局) 蔵書の情報の共有や、団体貸出の利便性を高めることにより、学校の図書購入の効率化が図れるということもありますね。

(委員) 学校の図書館は、蔵書の情報の共有が大きな課題になっていますので、電子管理を進めてほしいと思います。

(事務局) 簡単に蔵書の管理ができるように、無料で提供されている書誌データ、ISBNコード、エクセルを使って、紙の台帳から電子化された台帳を作るところから始めようと考えています。今年度のモデル校になっている若草

小に説明に行く予定です。

(委員) 調べ学習等の支援について、「図書館として積極的に支援していくこととし」とありますが、「積極的に」とあることの意味を説明するよう求められた場合、どう説明しますか。

(事務局) 去年は、子ども向けの講座として、小曾木図書館でレファレンス体験講習会を行いました。子どもたちに調べたい題目を出させて、調べ方を指導しました。

(委員) 「積極的に支援していくこととし」の後、「学校から関連資料の提供依頼があった場合には」とありますが、これでは待っている状態なので「積極的に」とは言えません。千葉県市川市では、学校のカリキュラムや使っている教科書に応じて、この時期にはこの本が必要だろうと図書館側から積極的な支援をしてくれます。青梅でも、701回、1万3千915冊もの依頼があれば、必要な本が大体決まっているはずです。こういう本がありますということをプロとして発信できる事業者を選んでほしいと思います。

(事務局) 学校のカリキュラムに合わせた団体貸出は、たしかに積極的です。とても良いと思います。

(委員) 学校に司書がいれば、時期に応じた本を集めて各学年のコーナーを作ってもらってもできますが、学校には司書がいません。

(事務局) ここは、事業者からの提案も期待して書き直します。

(委員) 本に親しむ子ども、青梅にいて良かったと思える子どもにしていきたいと思います。

(委員) 公立の文学館は、かなりの数が指定管理に移行していて、早いところでは今度3期目となるところもあります。文学館の場合、学芸員が継続的に勤務していることが重要なので、学芸部門を市の直接雇用、管理部門だけを指定管理とすることで、人材の継続性を保っている事例がありました。人員や有資格者の配置の要件として「館長、分館長または業務責任者もしくはこれらに準じてあらか

じめ教育委員会の承認を得た職員を1名以上配置すること」とありますが、継続的に配置したい人がいる場合、これを承認ではなく、指定とすることはできませんか。

(事務局) 他自治体の仕様書を見ても、個人を指定するものを見たことがありません。

(委員) 前回、図書館のことをよくわかっている職員にはいなくなっただけというようにありました。

(事務局) 他自治体の事例があれば、参考にしたいと思います。

(委員) 指定管理者が財団法人のようなものを作って受託し、元々そこにいた人たちが引き継いでいるという事例が多かったのですが、どこでも、1期目よりも2期目、2期目よりも3期目というように、更新する度に予算が15パーセント位ずつ削られていくと話していました。

(事務局) 債務負担との組み合わせになりますが、年度内で必要な経費は、極端に削ることはできないと考えています。直営を続けると、予算全体の圧縮にともなって削られますが、指定管理者になると、5年という期間で債務負担が認められるため、急激に削ることは難しくなります。

(委員) サービスの展開については、あまりお金をかけなくてもできることとして、博物館が持っている古い書籍を電子化して貸出できないかと想定しています。青梅市や青梅市教育委員会が作った映画、新町の区画整理前の状況の記録映画、郷土史を教えていた時代の映像などを、市民会館が管理しているのであれば、市民会館も入れていただいたほうが良いと思います。

(事務局) 市民会館には、視聴覚ライブラリーが設置され、社会教育課が持っていた映像が引き継がれています。16ミリフィルムやVHSテープなど、個人貸出ではなく団体貸出で、上映会用です。平成25年度の青梅市の社会教育によると、16ミリフィルムの動画が123本、劇画が43本、生活文化が25本、保健・体育・衛生が4本、産業科学が11本、社会・郷土が10本で、216本を保有しています。デジタル化すれば、図書館でも貸出で

きますが、著作権の処理が難しくなっています。貴重な16ミリフィルムなので、デジタル化していきたいと思っています。指定管理者からの提案、または、経費内で対応できれば、16ミリフィルムをデジタル化したものを図書館に移管して、貸出できるところまで持っていったらと思っています。映写機が製造されていない、保守できない状態で、フィルムがあっても再生できない状況になってしまうので、映写機があるうちに他のメディアにうつしておきたいと思っています。

(委員) 新町の区画整理前の状況などの映像があると、青梅を知るという意味で、授業にも使えると思います。著作権は、青梅市教育委員会にあると思いますので、問題ないのではないのでしょうか。

(事務局) 青梅市教育委員会ではなく、委託先の映画会社のクレジットが入っているものがありました。

(委員) 学校を卒業すると見る機会がなく、保存面からも、青梅の郷土資料をDVD化してほしいと思います。例えば、博物館が持っている民俗資料で、昔の麦踏みの映像なども、DVDで閲覧できるようになると良いと思います。

(事務局) 8ミリをDVD化できれば、個人が持っている青梅の昔がわかるものを募るのも良い方法です。指定管理者には、映像の保存の方向性も提案してほしいと考えています。

(委員) 博物館が持っている映像もあるかもしれません。

(委員) 各種サービス業務について、ティーンズサービス業務の中高生向けパンフレットの作成は、3年ごとで、在学中1回ということですよ。3年も経つと世界が変わってしまいます。毎年は厳しいとして、隔年くらいが良いと思います。

(事務局) 予算上、何十万円という金額になるので、在学中に1回となっています。指定管理者は、安く大量に印刷することもできるかもしれないので、ここは見直します。

(委員) 紙ベースのままが良いのかを考えることも必要と思

ます。コストの削減を考えるのであれば、管理費などがかかるかもしれませんが、フェイスブック (Facebook) や ツイッター (Twitter) などのメディアを使って、上手に発信できると思います。

(事務局) 現在も、ホームページには載せています。

(委員) ホームページは、使い勝手が良くないのかもしれませんが、ただし、SNS (Social Networking Service) には、個人情報保護などの課題もありますね。

(事務局) 個人情報保護については、一方通行の情報提供になりますので、特に問題はないでしょう。目的は、パンフレットの作成ではなく、おすすめの本を啓発することです。SNSの活用も含め、指定管理者のノウハウに期待します。

(委員) 読んだ本でビブリオバトルをするなど、そのために読まなければならないように仕掛けをすることもできます。

(事務局) 既存のサービスにとらわれないように見直します。

(委員) エントランスホールのショールームは、どうなりますか。

(事務局) 図書館の占有部分なので、指定管理者が管理することになりますが、基本的には観光のショールームです。商工観光課と協議して、活用していくことは考えられます。

(委員) 指定管理者がこれを有料化することはありませんか。

(事務局) 教育委員会と協議することになります。

(委員) ハンディキャップサービス業務について、デージー版の新刊案内は、どこに入りますか。

(事務局) デージー版の新刊案内も、録音図書に入ります。録音図書については、業務委託で対応することになります。現在、業務委託により、デージー版の図書や新刊案内を作っているのと同じです。

(委員) 利用者は、どんな本があるのかわからないので、利用の拡大にも通じます。リクエストサービスの参考にもなります。

(事務局) 新刊案内は、録音図書という扱いになります。新刊案

内を聞いて、リクエストするという流れをリクエストサービスとしています。

(委員) 指定管理者になると、作りたくなければ作らないで済むようになりませんか。

(事務局) 今行っているサービスに分類されているので、作る前提です。委託にかかる経費を他のことに使ってしまわないように、充てるべき金額を指定し、仕様書も渡します。

(委員) ハンディキャップサービス業務のサービスの展開について、「障害をお持ちの方」は、積極的に持っているという意味になります。「障害のある方」が自然です。

(委員) 仕様書は、契約から5年間、このままになるのでしょうか。

(事務局) 仕様書は5年間で、その他に毎年度の協定書があります。協定書では、要望を伝え、評価し、その結果を次年度の協定書に反映させます。ここには、指定管理者が提案する自主的事業も入ります。毎年度のことは、協定書に反映させていきます。

(委員) 運営協議会の重要度が増す中、館長は指定管理者の方になるとして、教育長や教育部長にも参加していただけるのでしょうか。

(事務局) 教育委員会に図書館の評価などを行う担当を置きます。この担当が事務局となって運営協議会を開催しますので、教育長や教育部長が出席することもできます。

(事務局) ご意見などがありましたら、メールでご連絡ください。

## (2) 青梅市図書館基本計画について

(事務局) 青梅市図書館基本計画案について説明します。これは、青梅市図書館の理念や目標、今後のサービスのあり方などをまとめ、今後の方向性を明確にしようとするものです。ベースは、「青梅市図書館の基本的な考え方」で、これは、図書館運営協議会、教育委員会、市議会での説明を経て、現在まで青梅市図書館の基本となっています。また、第6次青梅市総合長期計画における図書館の理念



等もこれを発展させたものとなっています。ここに運営協議会でも検討していただきました青梅市図書館の今後の課題を追加し、この計画案を作成しています。

(委員) 「地域資料についての情報提供の充実」とありますが、市民からの情報提供は、ここに入らないのでしょうか。

(事務局) 「地域資料についての情報提供の充実」は、市の所蔵情報を提供することと考えています。市民からの情報提供を受け、これを収集することで、失われるおそれがある地域資料を救うことができるかもしれませんね。

(委員) 地域資料のひとつとして、お正月の行事などを撮影した映像を持っている人もいます。

(事務局) 映像も、残せるものは残していきたいと考えています。

(委員) 地域の人に聞き取りをして、青梅の言葉を冊子にしている人もいます。

(委員) これまでは、市民からの情報提供は、郷土博物館が窓口でした。

(事務局) 図書館は、自費出版の寄贈が多いのですが、DVDなどの簡単に貸出できる媒体であれば、映像も受入可能です。市民からの情報提供を受けることで、良いコレクションができるかもしれません。

(委員) 博物館や市民会館など、関係部署との連携が重要になりますね。

(委員) 区内では、土地がないので、図書館、公民館、学校の複合施設もあります。「分館を地域の拠点として」とありますが、これは、図書館法の考え方で、本を中心とする考え方です。しかし、社会教育全体として、地域の拠点や図書館を超えた人と人とのネットワークづくりを考えると、本や映像はひとつの媒体ではないかと思います。

(事務局) 生涯学習をうたっていますので、本にとらわれることはありません。

(委員) こだわりや好みで、分館ではなく、中央図書館に集まる人もいるでしょう。地域に人が少なくなっていく中、人が集う仕掛けやネットワークができると良いと思います。

す。子どもに会うと元気になるという方もいるので、学校もそのうちのひとつに入っていると思います。

(委員) 地域資料のさらなる充実に向けて、博物館と連名で広報する、企画展に郷土資料を取り入れるなどの方法で、市民に呼びかけることが必要ではないでしょうか。

(事務局) 映像は、呼びかけて集めたもののデジタル化できないということでは申し訳ないので、段取りを考えていました。指定管理者にノウハウがあつて体制を整えば、大々的に呼びかけることができると思います。

(委員) ボランティアでは、できませんか。

(事務局) アナログのものをデジタルのメディアにどうやって乗せるかに悩みました。映写して、それをデジタルビデオで撮っても、きれいに撮ることはできませんでした。

(委員) 地域支援部などから情報を集めるほか、映像の保存をどう考えているのかを当たってみても良いと思います。

(事務局) 情報収集して方向性が出せると、初年度から具体的な企画として行うように伝えることができると考えています。

(事務局) ご意見などがありましたら、メールでご連絡ください。

#### 4 その他

(事務局) 次回開催日程について説明

(会長) 以上で、本日予定した案件は全て終了いたしました。委員の皆様には、長時間にわたり、御協議を賜りまして大変ありがとうございました。これをもちまして、平成27年度第2回図書館運営協議会を閉会いたします。本日は大変御苦労さまでした。

以上